

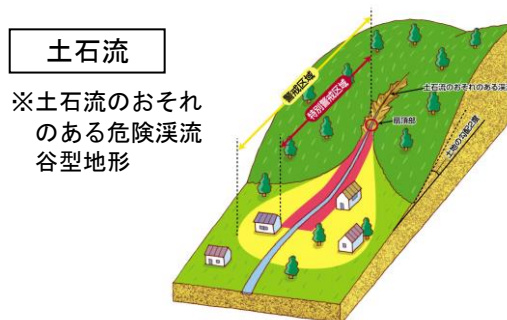
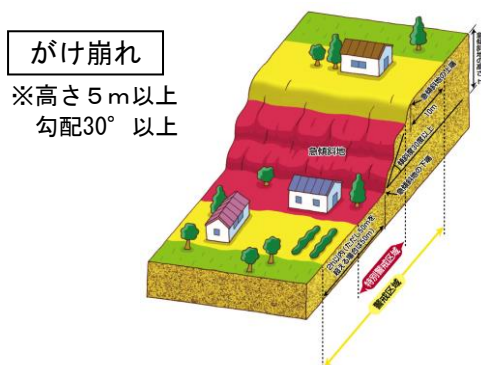
土砂災害防止法とは

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

がけ崩れや土石流などの土砂災害から国民の生命及び身体の保護をするために、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限、ならびに、建築物の構造規制などを行うものです。

1. 基礎調査

県が、土砂災害により被害を受ける恐れのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。



2. 区域設定

基礎調査の結果に基づき、県が、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定します。なお、指定された場合、それぞれ次のようなことが生じます。

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

《土砂災害の恐れがある区域》

- 警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早く出来るように、警戒避難体制の整備を行います。



土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

《建物の損壊で住民に著しい危害が生じる恐れのある区域》

- 一定の開発行為の制限
住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院などの災害時要援護者関連施設の建築を行う場合など開発行為には、県知事の許可が必要となります。
- 建築物の構造規制
居室を有する建築物の新築や増改築については、土砂災害に対して安全であるかの建築確認が必要となり、土砂災害により作用する衝撃に耐えうる構造としなければならなくなります。
- 建築物の移転
住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれ大きいと認められるときに、県知事が、当該建築物の所有者等に対して、移転等を勧告する場合があります。
なお、移転の勧告を受けた場合の金融機関からの融資や、移転費用の一部を補助する制度などがありますので、ご活用下さい。

